

## 意見聴き取り調査票

( (社) 福島県建設業協会 )

## 1 県の新たな入札制度について

県では、4月から条件付一般競争入札を柱とする新たな入札制度を導入しましたが、このことについてどのようにお考えですか。

現在の条件付一般競争入札は、条件が格付要件、地域要件のみで品質確保法で定める総合評価のウエイトが低く、価格競争であります。H17.4.1施行された公共工事の品質確保法は、全ての公共工事の発注者が順守すべき重要法として、閣議決議されており、例えば新潟県は県内全市町村で同法に基づく総合評価落札方式を導入することとしています。価格のみの競争でなく技術力等を加味した総合評価落札方式（緊急公共工品質確保対策）に移行をお願いいたします。

## 2 現在の落札率の状況について

(1) 平成19年4月から6月までの平均落札率（対象工事：予定価格250万円超）は約86%でしたが、このことについてどのようにお考えですか。

現在の工事積算基準は、契約条件、現場条件等を取りいれて、標準的な歩掛、単価を利用しており、加えて建設物価、人件費、その他多くの要素が公開され、更に公共工事積算ソフトも販売されており、まして設計図、仕様書に忠実に施工するのが公共工事なので、予定価格に近い価格で落札してもおかしくないと思う。落札率というより、良い物を供給するために、どういう方法やプロセスを経て評価し、次のアクションに生かすことが大事で、少なくとも品質を確保するには工事原価プラス監理技術者等の人件費を下回らない失格基準を設ける必要がある。

- (2) おおむね全国的に落札率が低下傾向にあります。その原因についてどのようにお考えですか。

工事量の減少により過当競争が激化し、自社の実行予算管理に基づく適正な積算額では受注に結びつかないことや経営事項審査の評価の確保並びに建設業法による国家資格者である技術者等の固定費を賄うため、赤字覚悟で低入札価格競争に参加せざるを得ない。即ち、条件付といたしながらも、良いものを作る、品質を確保するという観点からの技術力、施工管理力、下請を含めた生産システム力等を総合的に判断した上での競争のための土俵になっているかに検討の余地がある。

世の中は、良い物を作るという評価ではなく、落札率が高いか低いかだけの判断で、仮に落札率70%で契約し、納品された工事について、下請が適正な支払いを受けたのか、作業員には適正な賃金が支払われたのか、要求品質を確保した上で、納税義務を果たしたのか等、企業が本来果たすべき使命を達成したのかを検証し、加えて維持管理費等を考慮したトータルコストとして適正であったかを検討し、その上なお70%で可能なら、予定価格100%とした発注者の原因も検討する必要がある。

- (3) 落札率が低下すれば、どのような問題が生じるおそれがあるとお考えですか。

建設産業全体が疲弊し、自然災害時の緊急対応や除・排雪等に従事する業者がいなくなる。又、倒産等による負債で取引先や下請の連鎖倒産の廃業等による解雇者・失業者の増加による社会コストの増加等地域社会経済に大きな打撃を与える。

重層構造である建設産業は、低層の専門工事業等にしわ寄せされ、設計は立派なものであっても、それを作る「ものづくりの」技能労働者がいなくなり、手足のない建設産業となりかねない上に、低賃金は需要旺盛な都市部への人口流失を招き、消滅集落増加を加速させる。

金融機関は、建設業の先行が悪化し続けること、工事を仮に受注できたとしても利益を出せない工事には融資をしない、経営者並びに従事者にも意欲がなく、世間からも評価されない業種として映っていること等で、融資を手控えており、これが更にダンピング、過当競争を生んでいるので、早晚、県内建設産業の崩壊をもたらすものと予想する。

(4) (3)でお書きになった問題を発生させないために、発注者(県)はどのような対策を執るべきだとお考えですか。

無制限となっている重層構造に制限を設けて、元請・下請の適正化等元請の適正な施工管理が図られるよう法整備をする必要がある。

品確法の順守による総合評価方式の主観点を活用して、発注者の企業評価等を含め発注者責任を果たすべきである。

地域社会は住民がいて成り立つもので、就労の場が大事であり、その存立する市町村で雇用している業者に高い評価を与え、当該市町村に発注になった物件については、他所からの応募者より有利になるよう配慮する。そのためには、新卒者の雇用や災害時のボランティア活動、公共物の安全パトロール等地域住民の生命・財産を守る社会的義務を時限的に負荷させる等、社会的合意を得る対策を講じる。

平成19年3月27日作成、県中建設管内の県内建設工事有資格業者名簿で主観点440点と最も高い業者は平均完工高89,550千円、官公受注比率29%、元請完工高比率32%という内容で、一方総合点が最も高い業者と何が違うかを見ると項目で80点の差があった。即ち、工事難易度、1件工事請負額の大小による施工管理能力、経営能力、技術力等が適正に反映されたのか、名簿からは分からないが、数をそろえるというルールの中で大学生と小学生が競争せよとなれば、小学生は学業の成績ではなく、即ち、ダンピングという手段を取らざるをえず、この雰囲気蔓延し、皆が実行予算で取れないことからダンピングに走ってしまっている。

### 3 条件付一般入札における条件設定について

- (1) 設定する条件は、原則として格付要件及び地域要件のみとしておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

長野県では、既に「新客観点数の加点内容について」を公表し、工事成績以外に技術力、経営意欲、地域貢献などの幅広い項目ごとに加点内容を定めています。本県においても、技術力、経営力の優れた地場の基幹産業としての建設業者が生き伸びられる基準を設け県民の合意を得ていただきたい。格付要件で工事成績だけの評価では、工事毎の技術的難易度や施工条件、創意工夫等良い物を作る面の評価が見えてこない。

6月21日付建設通信新聞によると、新潟県土木部は7月から県内業者を対象に、予定価格2500万円以下の保全工事で、除雪作業など地域貢献地元企業を認定し、ランクを撤廃して優先指名（公募型か通常型）競争入札を試行する。又、全国の地方自治体でも島根県や三重県などで総合評価の独自の項目を設けており、札幌市や新潟市では豪雪対策事業への参加を審査項目に入れるなど、住民にとって何が重要か地域の事情を踏まえた項目を設けている。宮城県や長野県でも、初めての制度改革から色々な改善を加え罰則強化の側面のみならず、県民にとって何が有益かとの視点から改革に取り組んでいる。

- (2) 地域要件は、入札参加資格者が原則としておおむね50者程度確保できるよう設定するとともに、県内業者の技術力等で施工可能なものについては、県内業者で対応することを原則としておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

50社程度参加を予定して制度設計したと思うが、現実として応募者の平均数はどうなっているのだろうか。経営は生きており、管内を広げることと、経営的側面は一致するものではない。屋外生産で気象条件や環境に左右され、一品生産でその経費など総合的に判断して採算性がなければ他管内にも進出しようが、それは少数で大多数の小・零細には無理であろう。県内業者を原則とすることは、歓迎であり、地域経済の循環・地産地消は大事で建設産業全体を、この方向に誘導すべきである。

地域要件とは、地理的側面と、住民の生活を守るコミュニティとしての地域があり、コミュニティの視点がなければ地域は崩壊し、道路も学校も

必要ないわけで、入札制度も考える必要がなくなる。企業力、企業の存在意義があり、地の利ということがある。県内業者は長年にわたり、その地で、住民の信頼をえて経営できるのであり、当該市町村に何ら貢献していない業者がダンピングして落札し、完成すれば引き上げていく。その間地元業者は雇用を守り住民税を納入している。

(3) その他条件設定に関し、御意見があればお書きください。

地元の雇用、地元からの資材、物品の調達（官公需法で今年は人材の確保・育成、中小企業に50%強を決定）

主観点を本県独自の客観性のある基準とすべきと考える。ある問題でミスがあってマイナス評価となるのは当然ながら、一方で県の政策に協力する、緊急事態に即応する、他産業からの就労受入れで協力する、新分野を開拓して雇用拡大を図った、環境についてもISOを取得していることも1つの基準であるが、認証を取得していなくても廃棄物を減らすとか、バイオ燃料でCO2排出を抑制しているとか、住宅の循環型、省エネとか、業者のやりがいを持てる条件を設定して誘導することも大事。

#### 4 予定価格について

(1) 県では、予定価格を事前公表していますが、このことについてどのようにお考えですか。

他の方法（事後公表、非公表等）がよいとお考えの場合、それはなぜですか。

テレビ自動車等目で見ても、試乗して性能を確認できる製品とはまったく異なった方針やプロセスで完成されるものであり、その耐久性や品質等は数十年後とか、あるいは大規模災害等に遭遇して判明することもあり、従って、企業の信用力や技術力、施工実績が大事となり、これらはノウハウ、企業秘密情報であり、それは各社によって異なるものである。

予定価格の事前公表は、最低制限価格を類推させ、また、適切な積算を行わずに入札参加する者を助長します。実行予算算出は各社独自の技術です。是非、事後公表とすべきである。ある金額で何社も同額入札し、くじで落札者を決めるという現実が出ているが、郡山市では、既に事前公表を止め、是正している。

(2) 県の予定価格の設定は適正だと思いますか。

適正ではないとお考えの場合、それはなぜですか。

予定価格の設定には、調査不足で仮設関係等漏れのないようお願いします。

新たな入札方式で低落札が頻発していますが、予定価格100に対し、落札が70とした場合、70でも要求品質が確保されるなら、予定価格とはどんな意味を持っているのでしょうか。

1つの例として普通作業員の設定労務単価は1日8時間労働力で11,600円、これは平成18年10月調査の結果で、これが平成19年4月1日から平成20年3月31日まで適用される。又、現場の都合や設計変更などで2時間しか作業できなかった場合は8分の2、つまり0.25人分しか支払わなくて良いが、見積りには設計変更とか現場の手持ちとかは考慮されていない。時間=原価という視点が不足。

(3) その他予定価格に関し、御意見があればお書きください。

予定価格は、発注者が前年段階で市場調査等をして積算しているが、発注時点における市場単価にタイムラグがあり、適性とはいえない。

資器材等は、企業が原価を抑えるため企業努力し優遇価格で購入すれば、次年度は積算価格が下がり、企業努力が自らの首を絞める結果となってしまう。

会計年度から第1四半期の気候の良い時発注が少なく後半に発注が重なり、作業効果、除雪してから施工に入る養生費がかかる等見積りと異った条件での施工となる。

現場の責任者の給料は一般管理費に入っていて、これは%で表わされるということにも問題。

予定価格というより制度の問題かも知れないが、書類作成の要求や添付写真が多すぎるとか、間接経費がかかりすぎ。

一般競争で3社は審査を受けるが、時間がかかると配置予定技術者を他に転用できずムダが生じてしまう。

## 5 最低制限価格制度について

- (1) 県では、最低制限価格及び設定方法を非公表としていますが、このことについてどのようにお考えですか。

他の方法（事前公表、事後公表等）がよいとお考えの場合、それはなぜですか。

最低制限価格及び設定方法を公開すれば、入札価格が最低制限価格に集中してしまい、公正な入札でなくなる。

- (2) 県では、品質確保や下請保護の観点から、過度な安値受注等を防止するため、最低制限価格制度を原則としていますが、このことについてどのようにお考えですか。

最低制限価格制度を原則とすべきではないとお考えの場合、それはなぜですか。

長野県は、明確な失格基準を設定している。又、公取委の見解による不当廉売・ダンピングは、落札価格が実行予算上の「工事原価（直接工事費）+ 共通仮設費+ 現場管理費」を下回る価格かどうかであるとしている。このように発注者が品質を確保し、働く人の技能を高め、下請を保護するのであれば3分の2は、問題で最低でも公取委の見解は保証すべきである。

県で考える「過度な安値」とはどの範囲を考えているのでしょうか。

- (3) その他最低制限価格制度に関し、御意見があればお書きください。

総合評価落札方式での入札は、緊急公共工事品質確保対策で、実施し失格基準を明確にしたい。

## 6 総合評価方式について

- (1) 県では、価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた者と契約する総合評価方式を現在試行しておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

一般競争入札は、価格以外の要素が含まれず社会的責任を果たしている優秀な企業ほど疲弊してしまいかねない。また、雇用や技術・社会貢献等に対する意欲を殺ぎかねないため、総合評価方式の早急な実施を要望します。今後とも条件付一般競争入札を続けるのであれば、全工事に総合評価落札方式を導入すると共に、品質確保法を順守するよう県内全市町村に徹底していただきたい。

## 7 施工体制台帳事前提出方式について

- 県では、不良不適格業者の参入を阻止し、公共工事における品質と安全、良質な労働条件を確保するため、入札参加者に工事費内訳書を提出させ、履行能力確認調査及び下請契約等の確認をする施工体制事前提出方式を平成19年度中に一部導入することとしていますが、このことについてどのようにお考えですか。

先ず初めに、公共工事発注者並びに建設行政担当者は、許可、経営事項審査、入札参加資格審査の各段階で、県が方針として掲げる「品質、安全、良質な労働条件」を確保できる業者であるかを、業法にプラスして県独自の評価方法で厳格にチェックすべきである。

次に、落札率が69%とか70%で契約した工事が、入札制度等監視委員会が想定した入札制度通りに行われたのか、そして品質、安全が確保され、下請との関係はどうだったのか、当該は納税できたのか等を検証すべきである。

工事は発注ロットが億単位の建築工事では、施工計画、工事内訳書作成等の社内見積費用は100万円単位になるが、こうした努力も現行入札制度の下で受注出来なかった場合は不慮になり体力をなくさせていく。

国土交通省で促進している「緊急公共工事品質確保対策」を県で実施し



ていただきたい。

## 8 入札ボンド制度について

県では、不良不適格業者の参入を阻止する等のため、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書（入札ボンド）の提出を求める入札ボンド制度について検討しておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

本来は、発注者責任で総合評価方式の主観点で選別すべきである。発注者が常に工事現場に出て、施工のプロセスの良否、技術者の能力、下請業者との協調関係、企業としての意欲、地域住民の評価などをシステムとして把握することが、第一にやるべきと思う。金融機関の審査は、キャッシュフロー、資金状況でしか判断せず、企業力、技術力での与信ではない。一番問題なのは、受注量が減少して経営体力が弱っているところに、ダンピングを容認する入札制度として倒産、経営破綻業者が、いつ発生してもおかしくない状況になっていることであろう。直近の決算書から県内業者の経営利益率を見ると、小規模になるほど低くなり、1パーセントを切っている。現在の枠組を放置したままでは入札ボンドを導入すれば、近い内に県の入札参加資格業者の数社しか生き残れないであろう。

## 9 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。

公共工事の執行については、種々の視点、論点があると思う。第1は不祥事を根絶するためにはどうするか、第2は中山間地等地域コミュニティをどうしていくか、第3は建設産業の位置付をどうするのか、第4は福島県の10年先、30年先を見据えた時、県民の安心・安全や豊かさを確保するためにどのような方針のもとに対策を立てプログラムを推進していくか等考えられる。

第1の不祥事を根絶するという目的の上では、今回の見直しは最適だと思う。いわゆる談合の事実が実証された時点で県は24ヶ月の指名停止であり、市町村も同様の措置を行うとすれば、経営破綻する。自己資本が少なく、債務超過状態では、課徴金や違約金を払うことも出来ない業者が殆どであろう。一方、現在の制度では弱肉強食が加速され淘汰が進む。県職員を含め多くの方は、不祥事を起こしダンピングするのは業者だから、業者自らが解決すべき、あるいは業者の数が多すぎるから弱いものは退場すべき、又、従業員が多すぎるから生産性が上がらない、下請をいじめているから、下請が元請になれるようにすべきだ、といった意見を出している。これに対しては、今回の制度は機能する。但し、このことだけで本当に県民は満足であろうか。そうだとするなら、農業分野への進出のためや、経営合理化推進のために県費を費やすことや、災害支援協定を締結していること等は、どのような裏付けや論理があってやっているのでしょうか。そして、ダンピングは業者がやるので行政の問題ではないとするなら、落札率70%。69%で契約した工事の発注側の担当者・責任者は10年後も30年後も自信を持って自分が担当した仕事だと言えるであろうか。そして、業者の淘汰が進み、又、体力がなくなり重機や車両や人員が確保できなくなった時、災害時や豪雪時に行政が対応してくれるのでしょうか。現行は、不可避、無過失の事故や行為についても減点するが、善意で僅少の対価でやった行為は加点しない悪い点だけとり淘汰する方式が公平性があるのでしょうか。金山町の業者の例で、Jの構成員として橋梁除去での事故で大幅減点となり、小栗地内の土砂崩壊の緊急対応では加点にならず、その後の復旧工事は一般競争となり、減点が影響して格付が下がったため参加できず、結果として緊急対応にあたらなかった他の業者が落札したの

であり、このままでは緊急対応にあたる業者はどうなっていくか懸念される。

さて、第2、第3、第4の視点については、どうであろうか。県職員や監視委員の方々は、公共工事はそこまでの役割は持たないと思うであろうが、仮に若干の工夫をし、少し方向変えるだけで、それらの何割かを確保することが出来るのであれば、その方法を取らなかったことによる機会損失であり、そして別の方法取ることによる社会的コストの増加も結局は県民が負担することになるのだと思う。平成19年4月時の県内公共事業等当初予算は約3100億円であり、その経済的波及効果を考える時、県民にとって何が有利であり、安全安心につながるかを検証することも行政並びに委員会の責務とも考える。ただ、そこまでの権限、責務が付与されていないとするなら、国の指導並びに他県が既に運営しており、本県でもかつて開催された「福島県建設業審議会」を早期に再開して頂きたい、そして物づくり、若者の県内定住、技能者の県内就業、技能の伝承、自然環境保全、エネルギー、災害対策、産業連携等の識者を含め、各社会資源の連携、協働により、3100億円の投下資本にとって最大効果を発揮できるシステムを作って頂きたい。

公共調達では、一般競争、指名競争、随契等どんな入札であろうと関係なく、独禁法・刑法に違反すれば罰を受けねばならない。談合につながりやすい、つながりにくい、というよりも談合すれば経営が破綻するということは当然理解しなければならない。こうした前提の上に立ち「県民生活とかかわりが深い仕事、早期供用か利便性につながる工事、安全、安心につながる維持補修工事、緊急防災工事等について県民の理解のもと、建設業法第26条及び政令第27条で公共性のある工作物に関する重要な工事として、工事1件の請負額2500万円以上を定めているが、本県で同額以下の工事については、指名競争入札として頂きたい。

公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第6項で、公共工事の発注者及び受注者が各々の対等な立場・・・信義に従って誠実にこれを履行・・・とあるが、県内の全発注者が本法を順守するよう指導頂きたい。